

第2号様式（第4条関係）

簡易専用水道検査申込書（簡易検査）

令和 年 月 日

（宛先）江別市水道事業管理者

住 所
設置者
氏 名

水道法第34条の2第2項に基づく、次の施設に係る簡易専用水道の検査（簡易検査）を受けた
いので、簡易専用水道の管理状況を示す書類を添えて申し込みます。

			※台帳番号	
建 築 物	名 称			
	所 在 地	TEL. () -		
建 築 物 環 境 衛 生 管 理 技 術 者 氏 名			免 状 番 号	
建 築 物 の 用 途				
受水槽の種 類及び容量	受 水 槽 (m ³)		水槽の掃除の実施年 月日及び清掃会社	令 和 年 月 日
	高置水槽 (m ³)			

（備考）

1. 設置者が法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
2. 水槽の容量は、水槽の種類ごとに記載すること。
3. 水槽の掃除の実施年月日は、直近の実施年月日を記載すること。
4. 簡易専用水道の管理状況を示す書類（第5号様式）を添付すること。

第5号様式（第3条関係）

簡易専用水道の管理状況を示す書類

検査年月日	令和 年 月 日		
建築物の名称			
建築物の所在地			
建築物環境衛生管理技術者氏名			免状番号
建築物の用途			
水槽の種類及び容量	受水槽 (m ³)		水槽の掃除の実施年月日及び清掃会社
	高置水槽 (m ³)		
水質検査を行った給水栓の位置			

1. 施設及びその管理の状態に関する検査

番号	項目	判定基準	問題点の有無		備考
			受水槽	高置水槽	
1	水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること	有・無	有・無	
		清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと	有・無	有・無	
		水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと	有・無	有・無	
2	水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること	有・無	有・無	
		亀裂し、又は漏水している箇所がないこと	有・無	有・無	
		雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと	有・無	有・無	
		水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること	有・無	有・無	
3	水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと	有・無	有・無	
		水槽の蓋の上部には他の設備機器等が置かれていないこと	有・無	有・無	
		水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと	有・無	有・無	
4	水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと	有・無	有・無	
		掃除が定期的に行われていることが明らかであること	有・無	有・無	
		外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと	有・無	有・無	
		当該施設以外の配管設備が設置されていないこと	有・無	有・無	
		流入口と流出口が近接していないこと	有・無	有・無	
		水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと	有・無	有・無	
5	水槽のマンホールの状態	蓋が防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること	有・無	有・無	
		マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること	有・無	有・無	
6	水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること	有・無	有・無	
		管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは、虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること	有・無	有・無	
		管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること	有・無	有・無	

7	水槽の 通気管 の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること	有・無	有・無	
		管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは、虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること	有・無	有・無	
		通気管として十分な有効断面積を有するものであること	有・無	有・無	
8	水槽の 水抜管 の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること	有・無	有・無	
9	給水管 等 の 状 態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと	有・無		
		水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと	有・無		

備考 9の項に係る検査については、下記の「2. 給水栓における水質の検査」に掲げる基準を満たしていない場合であって、原因が不明のときに必要に応じて行うこと。

2. 給水栓における水質の検査

番号	項目	判定基準	異常の有無	備考
10	臭気	異常な臭気が認められないこと	有・無	
11	味	異常な味が認められないこと	有・無	
12	色	異常な色が認められないこと	有・無	
13	色度	5度以下であること	有・無	
14	濁度	2度以下であること	有・無	
15	残留塩素	検出されること	有・無	ppm

3. 書類の整理等に関する検査

番号	項目	整備状況	備考
16	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面	不良・良好	
	受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図	不良・良好	
	水槽の掃除の記録その他の帳簿書類	不良・良好	

4. その他管理に関する特記事項

--

(記載要領)

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第10条に規定する帳簿書類に基づき、それに記載されている給水の管理の状況について記入すること。記載に当たっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聴くこと。
- 水槽の種類及び容量は、水槽ごとに記入すること。
- 表中の1から8に掲げる事項については、必要に応じて、水槽ごとに記入すること。
- 4の水槽の沈積物はおおむね年間3センチメートルを超えない程度であること。
- 管理の判定基準により項目ごとに管理上の問題点の有無を○印で囲み、問題点がある場合は、備考欄にその具体的内容を簡潔に記載すること。

なお、13の色度、14の濁度については、判定基準に適合しない場合には異常有欄を○印で囲むとともに、備考欄にその度数を記載すること。また、15の残留塩素については備考欄にその測定値を記載し、検出されなかった場合には異常有欄を○印で囲むこと。